## 長野県子どもを性被害から守るための条例 新旧対照表 (一部改正:令和5年10月16日施行)

改 正 案	現 行
(定義)	(定義)
第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。	第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。
2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精	2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精
神的な被害をいう。	神的な被害をいう。
(1) 刑法(明治40年法律第45号)第176条 <u>第177条、第179条、第181</u>	(1) 刑法(明治40年法律第45号)第176条から第179条まで、第181条、
条、第182条、第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。)及び第241	第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。)及び第241条の罪に当た
条の罪に当たる行為	る行為
$(2)\sim(6)$ (略)	(2)~(6) (略)
$3\sim 5$ (略)	$3\sim 5$ (略)